

# 政務調査費に係る法律・条例等について

## 1 地方自治法（抄）

### 第百条

1 3 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

1 4 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

## 2 長野市政務調査費の交付に関する条例（抄）

### （交付対象）

第2条 政務調査費は、長野市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

### （交付額及び交付の方法）

第3条 政務調査費は、各月1日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に月額10万円を乗じて得た額を4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各区分による期間(以下「半期」という。)ごとに交付する。

### （使途基準）

第5条 会派は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

### （経理責任者）

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

### （収支報告書の提出）

第7条 会派は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を議長に提出しなければならない。

( 政務調査費の返還 )

第 8 条 市長は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命じなければならない。

### 3 長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則 ( 抄 )

( 交付申請 )

第 2 条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、長野市政務調査費交付申請書 ( 様式第 1 号 ) を議長を経由して市長に提出しなければならない。

( 交付決定 )

第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があったときは、政務調査費の額を決定し、会派の代表者に通知するものとする。

( 使途基準 )

第 5 条 条例第 5 条に規定する規則で定める使途基準は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定めるとおりとする。

( 収支報告書の写しの送付 )

第 6 条 条例第 7 条第 1 項に規定する収支報告書は、長野市政務調査費収支報告 ( 様式第 4 号 ) によるものとする。

2 議長は、条例第 7 条第 1 項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

( 会計帳簿等の整理保管 )

第 7 条 会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務調査費に係る収支報告書の提出期限の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。

別表（第5条関係）

区分	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会等を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会等に参加するために必要な経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派が行う先進地調査、現地調査等に必要な経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う資料の作成に必要な経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等）
資料購入費	会派が行う図書、資料等の購入に必要な経費
広報・広聴費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への報告及び広報活動に必要な経費又は市政、会派の政策等に市民の意見を反映するための会議等に必要な経費（印刷製本費、通信運搬費、会場費、旅費、茶菓料等）
人件費	会派の政務調査費に係る事務を行う職員を雇用する経費
事務所費	会派の政務調査費に係る事務を行う事務所の設置、管理等に必要な経費（賃借料、維持管理費、備品購入費等）
その他の経費	その他必要な経費

様式第1号(第2条関係)

長野市政務調査費交付申請書

年 月 日

長野市長 様

会派名

代表者名

印

長野市政務調査費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により申請します

1 会派結成年月日

2 経理責任者名

3 所属議員数 人( 月1日現在)

4 交付申請額( 年度分) 円

添付書類 所属議員の氏名を記した書類

様式第4号(第6条関係)

長野市政務調査費収支報告書

年 月 日

長野市議会議長 様

会派名

代表者名

印

経理責任者名

長野市政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により提出します。

1 収 入

政務調査費

円

2 支 出

区 分	金 額	備 考
研究研修費	円	
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報・広聴費		
人件費		
事務所費		
その他の経費		
合 計		

注 備考欄には、支出の主たる内訳を記載すること。

3 収入支出差引残額

円